

# 財務情報の信頼性とキャッシュフロー計算書\*

佐藤倫正

The statement of cash flows was added to the primary financial statements by Accounting Big Bang in Japan. In introducing the statement, it is generally believed that its relevance to the corporate evaluation was highly evaluated. This paper investigated the current status of the statement in terms of the reliability, another informational characteristics of the usefulness of financial information. As a result, it is confirmed that the reliability of the financial information will be improved by the statement of cash flows, through the prevention of corporate illegal accounting operations and legal profit manipulations, and through the articulation of financial statements. Japanese conceptual framework of financial accounting will be improved by adding the reliability viewpoint of the statement of cash flows.

## I. はじめに

キャッシュフロー計算書が第三の財務諸表として主要財務諸表の仲間入りをしたのは1987年のアメリカであった。日本では、それから10年ほど遅れて、会計ビッグバンの一貫として、キャッシュフロー計算書が導入された。この背景には、受託会計責任の解除（決算会計）から投資意見決定への情報提供（情報会計）へという、財務報告目的の重点移行があった。すなわち、キャッシュフロー計算書は、情報会計における意思決定有用性が評価されて主要財務諸表となったのである。

ところで、この意思決定有用性という情報の性質は、①目的適合性と②信頼性、という二つの情報特性に分けることができる（FASB, 1978）。キャッシュフロー計算書の導入にあたっては、これまでのところ、その目的適合性の局面が評価されてきたという傾向が見受けられるであろう<sup>1)</sup>。キャッシュフロー

情報の有用性にかかわる多くの実証研究は、この局面に着目している。すなわち、営業活動からのキャッシュフローの金額が企業価値に反映されるかどうか、倒産予知に有用かどうか、などである。

これに対し、キャッシュフロー情報と信頼性との関係は、これまでほとんど論じられてこなかった。このことが現代会計においてキャッシュフロー計算書の位置づけが混乱している一因とも考えられる。そこで、本稿では、1) 現代会計におけるキャッシュフロー計算書の位置づけを確認した上で、2) キャッシュフロー計算書はどのような意味で財務情報の信頼性を高めるのか、を検討する。

## II. キャッシュフロー計算書の位置づけ

### 1. 企業会計審議会の意見書

貸借対照表と損益計算書に次ぐ第三の財務諸表が、日本で正式にキャッシュフロー計算

\* 本稿には日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究A)「財務情報の信頼性の保証に関する研究」(平成17年度～19年度、研究代表者、友杉芳正)における研究成果の一部が含まれている。

書と名づけられたのは、企業会計審議会が1998年3月に公表した「連結キャッシュフロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」においてであった。この「意見書」は、それまで補足的情報として開示されていた資金収支表にかえて、「キャッシュ・フロー計算書」を2000年3月期から主要財務諸表として開示することを勧告した（「意見書」四）。本稿では以下、引用箇所以外は、これをキャッシュフロー計算書と表記することにする。

「意見書」は、キャッシュフロー計算書の位置づけに関して、次のように述べている。

「『キャッシュ・フロー計算書』は、一会计期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に企业活動全体を対象とする重要な情報を提供するものである。我が国では、資金情報を開示する資金収支表は、財務諸表外の情報として位置づけられてきたがこれに代えて、『キャッシュ・フロー計算書』を導入するに当たり、これを財務諸表の一つとして位置づけることが適当であると考える。なお、国際的にもキャッシュ・フロー計算書は財務諸表の一つとして位置づけられている（「意見書」二）。」

ここで「財務諸表の一つとして」という意味は、前後の脈絡から「主要財務諸表の一つとして」であることは明らかである。

ところで、このキャッシュフロー計算書という名称は、FASB（財務会計基準審議会）が1987年に公表した基準書第95号の“Statement of Cash Flows”の訳である。現金収支計算書や現金フロー計算書という訳も考えられたであろうが、結局、カタカナ名称に落ち着いた。私見では、漢字名称にならなかったことに、それなりの合理性がある。それは、いわ

ゆる間接法表示と直接法表示の選択が認められているからである。間接法表示にも直接法表示にも、それぞれに固有の利点があるので、海外の動向にも従う形で選択を認めたのである。その場合、作成の容易さから実務では間接法表示が採用されることになる。間接法表示のキャッシュフロー計算書を現金収支計算書と訳すのに抵抗があったと考えられる。

「意見書」の勧告を受けて、2000年3月に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表等規則）」が改正された。ここでも「キャッシュ・フロー計算書」という名称が使われている。これによって、キャッシュフロー計算書は証券取引法の規定によって開示されることになった。なお、連結財務諸表を作成していない企業については、個別キャッシュフロー計算書の作成が求められる（「意見書」一、「財務諸表規則」第100条）。

中間財務諸表においてもキャッシュフロー計算書の開示は同様に要求されている（「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第59条」）。また、四半期報告が2008年3月期から導入されることになっているが、そこにおいてもキャッシュフロー計算書の開示が要求されている。

## 2. 企業会計基準委員会の概念フレームワーク

およそ以上のような経緯で、いわゆる証取法会計において、キャッシュフロー計算書が貸借対照表および損益計算書とともに開示されるようになった。財務諸表の体系が変わるという新しい現実が日本の会計に生じたわけだが、この体系変更は、従来の証取法会計の理論的枠組みを提供していた『企業会計原則』を改訂しないまま行われた。独自の概念フレームワークを作成する時間的余裕のないまま、

## 財務情報の信頼性とキャッシュフロー計算書

I A S（国際会計基準）を受け入れるかたちで新会計基準の導入を急いだことになる。

そこで、この新しい現実を財務会計の概念フレームワーク（理論的枠組み）にどのように反映させればよいのかが、重要課題として浮かび上ってきた。しかし、これは外国に先行事例がないため、日本にとっては、かなりの難題である。

アメリカでは、F A S B 概念フレームワークの1号から6号が公表されたのは、1978年から1985年にかけてであり、当時は、第三の財務諸表がその名称も理念も財政状態変動表になっていた。財政状態変動表なら、財政状態にかかる要素（資産の負債、資本）の定義が援用できたので、F A S B はキャッシュフロー計算書を収容する概念フレームワークを取り上げて議論しなくても許された。ところが、1987年に基準書第95号を公表して財政状態変動表にかえてキャッシュフロー計算書の開示を要求したため、F A S B の概念フレームワークへの影響が出ていたのである。しかし、今のところ概念フレームワークの改訂はなされていない。

同様に、I A S C（国際会計基準委員会）が1989年に概念フレームワークを公表した当時は、主要財務諸表として財政状態変動表を要求していた。したがって、I A S C の概念フレームワークと会計基準の間に矛盾はなかった。1992年に同委員会がI A S 第7号を改訂してキャッシュフロー計算書を要求したときに、同じ矛盾を抱えた。I A S C は2001年にI A S B（国際会計基準審議会）に改組され、現在は、F A S B と共同して欧・米で新しい概念フレームワークを検討中である。

日本では、企業会計基準委員会（A S B J）が2001年に設立されたが、その前年にキャッ

シュフロー計算書が主要財務諸表になっていた。したがって、A S B J はこの難問（キャッシュフロー計算書を主要財務諸表とする概念フレームワークの作成）を企業会計審議会から事实上引き継いでいた。同委員会のワーキンググループが、2004年7月に「財務会計の概念フレームワーク」と題する『討議資料』を公表したとき、この難題に直面したことが明らかになった。すなわち、この『討議資料』の概念フレームワークは、キャッシュフロー計算書を主要財務諸表から外すことによって、この問題を回避したからである<sup>2)</sup>。外した理由は、キャッシュフロー計算書の「重要性が浸透しつつある」段階にあるから、ということであった。

キャッシュフロー計算書が主要財務諸表でないのなら、キャッシュフロー計算書の財務諸表としての構成要素に言及する必要はないであろう。しかし、『討議資料』は、構成要素に言及して、キャッシュフロー計算書を検討対象から外した理由を次のように述べている。

「キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表と損益計算書の情報を補完する役割を果たしているが、貸借対照表や損益計算書にあるような構成要素に相当するものがないため、この討議資料の検討対象から除かれている。（「財務諸表の構成要素」の脚注1）」  
先にも述べたとおり、これは必要のない理由説明であった。ただそれだけでなく、外国の先例を誤って援用した可能性がある。それは1989年に公表されたI A S C の『財務諸表の作成表示に関する枠組み』に出てくる次の文言である。

「財政状態変動表は、通常、損益計算書の構成要素及び貸借対照表の構成要素の変動を

表す。したがって、この枠組みでは、財政状態変動表に特有な構成要素を何ら識別していない（第47項）。」

両者の表現は似かよっている。しかし決定的な違いがある。IASの概念フレームワークにおいては、第三の財務諸表を財政状態変動表として、それを主要財務諸表と位置づけている。これに対し、ASBの概念フレームワークでは、第三の財務諸表をキャッシュフロー計算書として、それを主要財務諸表から外しているのである。

キャッシュフロー計算書の構成要素は、キャッシュフローであろう。IASの財政状態変動表とよく似て非なる説明を追加したところに苦心のあとが見られ、ここに、この問題の難しさがじみ出ている。この点は今後再検討される必要があろう。

### 3. 新会社法の計算書類

わが国の会計法制を全面的に見直す「会社法」が2005年6月29日に可決され、2006年4月1日からの施行が見込まれている。この新会社法のもとで作成される計算書類あるいは連結計算書類の中にキャッシュフロー計算書は明示的には含まれていない。

新会社法の第35条第2項は計算書類について次のように規定する。

「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものを言う、…）及び事業報告書ならびにこれらの付属明細書を作成しなければならない（第435条第2項）。」

連結計算書類に関する規定も設けられたが（第444条）、「企業集団の財産及び損益の状況

を示すために必要かつ適当なものとに法務省令で定めるもの」という文言になっている。第617条第2項の持分会社の計算書類にも同様の規定がある。

その法務省令だが、今のところキャッシュフロー計算書への言及がなされていない。ということは新会社法では、キャッシュフロー計算書がグレーゾーンに残された形になっていることを意味する<sup>3)</sup>。

これは、証券取引法の適用を受ける大企業は、すでに述べたように財務諸表等規則でキャッシュフロー計算書は手当てされており、利用者はインターネットを通して自由に閲覧できるため（有価証券報告書等の電子情報開示システムE-DINET），当面のところ事実上の問題はないと言っていると解される。そして、それ以外の企業すなわち中・小の企業については、2005年8月1日に日本税理士会連合会などが連名で公表した「中小企業の会計に関する指針」において、「キャッシュフロー計算書を作成することが望ましい」との位置づけが明らかにされている。上記「指針」は、第89項で次のように述べている。

「商法上、キャッシュフロー計算書の作成は要求されていない。しかし、経営者自らが会社の経営実態を正確に把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュフロー計算書を作成することが望ましい。」

ここで興味深いのは、中小企業にとってキャッシュフロー計算書は商法上要求されていないものの、その作成が信頼性との関係で勧告されていることである。

### III. 信頼性の構造

商法（会社法）の方から中小企業に対して積極的にキャッシュフロー計算書の作成を要求する強い理由は、今のところない。商法（会社法）は、株式会社の会計として、「①株主と会社債権者への情報提供と、②剰余金分配の規則の2つ（神田、2006, p.27）」を規制するが、①の株主と会社債権者への情報提供は、伝統的に貸借対照表と損益計算書でおこなってきたから、それにキャッシュフロー計算書を追加しようとすれば、作成コストの負担問題をクリアしなければならない。

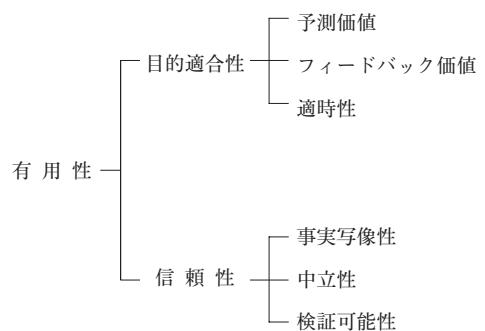
それにもかかわらず、「指針」は中小企業でもキャッシュフロー計算書を作成するのが望ましいと勧告するのである。キャッシュフローに関する情報を追加提供することは、その会計コストとベネフィットを勘案する必要があるが、その場合、最近のIT技術の発展をふまえた電子会計システムのもとでは、貸借対照表と損益計算書とキャッシュフロー計算書が、追加コストなしで同時にアウトプットされることを考慮されているであろう。

しかし、それだけではなさそうである。ここで留意したいのは、貸借対照表と損益計算書に加えてキャッシュフロー計算書を開示することが企業の信頼性を高める、という考え方である。そこで以下では、この観点から検討を加えることにする。

#### 1. 会計情報の信頼性

信頼性というと、まず第一に思い浮かぶのは、FASBの概念ステートメント第2号が扱った会計情報の質的特性（Qualitative Characteristics of Accounting Information）の中の「信頼性（reliability）」である（FASB,

図表1 会計情報の信頼性



1980）。FASBによると、この会計情報の信頼性は次のように、①事実写像性と②中立性と③検証可能性、からなる。

ここで取り上げられた信頼性は、会計情報として必要とされる望ましい性質または要件を意味する。これらの情報特性は、個々の会計手続や会計基準の適否を判断するための規準として利用される。しかし、ひとつの財務表あるいは一組の財務諸表によってもたらされる財務情報の総体としての信頼性の判断にも、適応してみる価値はあろう。たとえば損益情報とキャッシュフロー情報のどちらが、事実写像性と中立性と検証可能性において優れているか、と問い合わせてみるとことは可能である。

この観点から損益情報とキャッシュフロー情報を比較すると、損益情報の中に会計上の判断が介入しうることから、一般に（とくに事実写像性と中立性において）キャッシュフロー情報の信頼性が高いと考えられている。先の「指針」に見られるキャッシュフロー計算書の「信頼性」は、キャッシュフロー計算書そのものが「会計情報の信頼性」に照らして高い、と考えることは可能である。ただ、エンロンやカネボウの粉飾による会計不正に対応する意味での財務情報の信頼性は、もう

少し別の視点から分析されなければならない。

## 2. 財務情報の信頼性

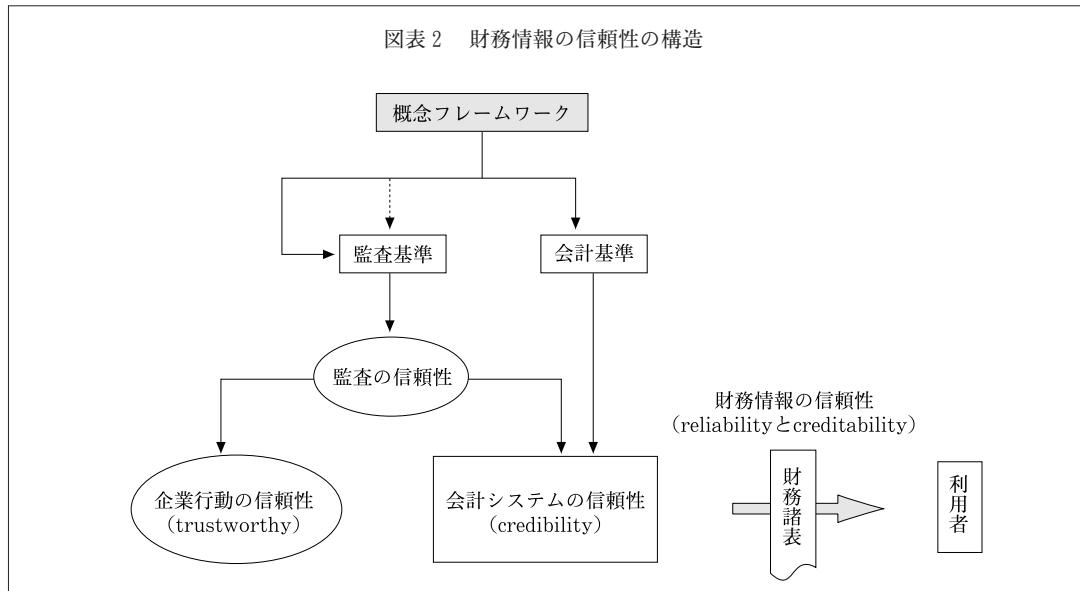
そこで、以下では、「信頼性」という用語の多義性に着目しながら、財務情報の作成・伝達のプロセスの中で、財務情報の信頼性がどのような構造をとるかを検討しておく。財務情報の信頼性を財務情報の作成と伝達プロセスから眺めてみると、次の図表 2 のように、①会計システムへのインプット（企業活動）にかかる信頼性と、②会計システムそのものの信頼性と、③会計システムからのアウトプット（財務諸表）の信頼性、という少なくとも三つの局面があると考えられる。そこで、それらを区別するため、人あるいは組織の行動に対して trustworthy という意味での信頼性を、システム（監査を含む）に対して credibility という意味での信頼性を、そして会計システムのアウトプットとしての財務情報に対して creditability という意味での信頼性を当ててみる。

第 1 の信頼性 (trustworthy) を、「企業

行動の信頼性」と呼ぶことにする。株式会社は株主有限責任の原則のもとで運営されているため、場合によってはステークホルダーに多大な損害を与えかねない<sup>4)</sup>。そこで企業行動は十分に監視される必要がある<sup>5)</sup>。そのために会計は重要な役割を果たすが、これにキャッシュフロー計算書が貢献するかどうかが第 1 の論点になる。キャッシュフロー計算書は、企業の不正を見破る糸口になるのか、あるいはもう少し限定して、会計不正を抑止する効果があるのか、である。

第 2 の信頼性 (credibility) は、企業行動を捕捉する「会計システムの信頼性」である。1970年代のアメリカで、伝統的な収益費用アプローチによる損益計算が、資産負債アプローチの立場から激しく批判されることになったが (Sprouse, 1973)，その理由は、収益と費用の配分計算に恣意性が介入する余地が大きいことであった。一方、資産負債アプローチが重視する公正価値の測定には、キャッシュフローの予測や割引率の決定など、配分の場合とは別種の見積もりと判断が介入しうる。

図表 2 財務情報の信頼性の構造



## 財務情報の信頼性とキャッシュフロー計算書

これらは、期間計算を行う上で避けられない会計システムの限界でもある。このような会計システムのセキュリティ・ホールを利用した報告利益の操作に対し、それを見破る糸口をキャッシュフロー計算書は提供するのか、ということが第2の論点になる。

第3の信頼性(creditability)は、その会計システムが作り出した「財務情報の信頼性」である。この意味での信頼性は、事実写像性、中立性、検証可能性という会計情報の信頼性(reliability)だけでなく、企業行動の信頼性と会計システムの信頼性をも含む広範な概念になろう。これに敢えて別の日本語を当てれば、「見事さ」ということになろうか。その全容の検討は別の機会に譲るしかない。そこで、本稿では、この点に関して限定的にキャッシュフロー計算書の貢献について論じておく。それはキャッシュフロー計算書による財務諸表の連携である。

### IV. キャッシュフロー計算書の貢献

キャッシュフロー情報がFASBの意味での信頼性の観点からどのように位置づけられるかは別稿で検討した(佐藤1993、第9章)。中立性、検証可能性、事実写像性については、損益情報に比べて高いと考えられる。そのことをふまえて、貸借対照表と損益計算書に加えてキャッシュフロー計算書を作成開示することが、全体として財務情報の信頼性向上させるかどうかを検討しておく。

#### 1. 会計不正の抑止

キャッシュフロー計算書が会計不正(粉飾)発見の糸口になるということは一般に言われている。貸借対照表と損益計算書とキャッシュ

フロー計算書を同時にごまかすのは非常にむずかしいという言い方がされる。逆に言うと、貸借対照表と損益計算書だけでは、「財務報告上の空白(gap)」があり、そこにつけ込んだ会計不正がありうる。

このことを明示的に解説した文献として遠藤(2002)がある。論文のタイトルは「収入原因改ざん型粉飾の検出法則」であり、「投資・財務キャッシュフローに隠された資金不足を洗い出せ」という副題がつけられている。これは「キャッシュフロー計算書を基軸にすえた粉飾解明原理の活躍ぶりを具体的に解説(p.17)」したものとして貴重である。その要点は次のとおりである。

よくある粉飾の手口として架空の売上を計上すると利益がカサ上げされるが、キャッシュフロー計算書にそのシワ寄せが行く。そこでキャッシュフロー計算書が開示される場合は、その粉飾に手をつけることになる。その場合、営業キャッシュフローの粉飾にはおのずから限度があるので、投資キャッシュフローや財務キャッシュフローに手をつけることになることが多い。その場合でも、キャッシュフロー計算書に示された数字と、関連する貸借対照表項目の増減の「有機的整合性を綿密にチェックしていけば(pp.20-21)」粉飾は見抜ける。

この論文は「どこまでも会計の本質は現金収支にほかならず、一見それと遊離したもののよう見える財務諸表データ(発生主義会計的データ)も、その基本的な立脚基盤の次元まで掘り下げれば、いやでも何らかの収支データの“岩盤”に突き当たる状況となっている(p.18)」という会計観にもとづいている。これは資金観の表明である。

キャッシュフロー計算書が不正発見の糸口になるのであれば、その開示は不正発生を抑

止する効果をもつことになる。先の「指針」が信頼性の観点からキャッシュフロー計算書の作成を勧めているのは、ひとつは、この辺りを考慮したことと解される。

## 2. 利益操作の抑止

ここにいう利益操作 (earning management) とは、減価償却費や貸倒引当金などの、いわゆる発生主義調整項目（収益と費用の見越しと繰延べ）に裁量を加えることによる報告利益の操作である。正当な理由があれば、一般に認められた会計基準の範囲内で適用基準を変更できる、という了解があるため、この操作は違法ではない。しかしこの操作が、赤字を黒字に変えるとか、予想利益に近づけるなどの意図をもってなされるなら、投資家を誤導することになる。このような利益操作をキャッシュフロー計算書によって見抜けるかどうか、という論点がある。

キャッシュフロー計算書の営業活動区分を間接法で表示にした場合に、利益と営業キャッシュフロー（CFO）のズレが調整表示されるが、そこに利益の質が現れると考えて、調整項目の増減に異常があるかどうかを見ることによって、報告利益の信頼性を評価できる可能性がある。この目的にキャッシュフロー計算書が利用されるためには、CFOが間接法で表示されるか、直接法の場合には利益とCFOの調整表が必要となる。

佐藤（1993, 1995）は、この調整表を資金法形式にするよう提案している。資金法形式とは、 $CFO \pm \alpha = p$  ( $\alpha$  は発生主義調整項目、 $p$  は純利益) の形式で損益を計算する。下坂（2002）は、資金法形式を用いた利質分析の事例を提示している。最近アメリカでもが同様の提案が出てきている（Broome,

2004）のが興味深い。

この分析によって利益操作が見抜けるのであれば、キャッシュフロー計算書は利益操作の抑止に貢献できることになる。このような点にも、「中小企業の会計に関する指針」がキャッシュフロー計算書の作成により信頼性が向上する、とする根拠があるかも知れない。

## 3. 連携がもたらす信頼性

連携（articulation）は、財務諸表の間の数字の繋がりである。連携には計算および報告に脱漏がないという安心感を与える利点がある（Hendriksen 1977, p.134）。この安心感は信頼性の重要な要素である。

主要財務諸表が貸借対照表と損益計算書の場合、両財務諸表が当期利益で連携していることは、当然のこととして重視された。この連携関係が複雑になった現在は、株主持分変動計算書を作成して連携を確認している。

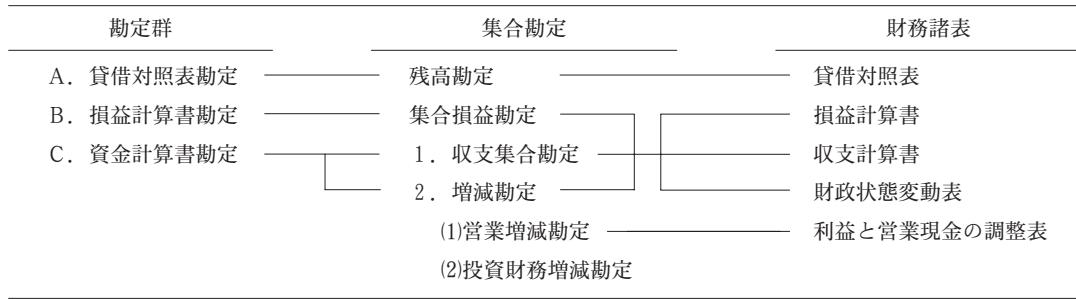
しかし、キャッシュフロー計算書抜きでは、貸借対照表項目の2期間の連続性を十分に確認できない。とくに現金項目の期間変化の説明がなされない。この点、現行の証取法会計においてキャッシュフロー計算書が主要財務諸表として開示されていることは、財務情報の信頼性に貢献している。もっとも現行のキャッシュフロー計算書は税引前利益からスタートするため、損益計算書との連携が十分ではないという課題を抱えている<sup>6)</sup>。

## V. 複式3元簿記

財務諸表の連携は財務情報の信頼性を向上させる。キャッシュフロー計算書を開示することは、その意味で信頼性を向上させる。しかし、キャッシュフロー計算書が貸借対照表などから分析的に作成されるのであれば、そ

## 財務情報の信頼性とキャッシュフロー計算書

図表3 資金勘定組織の勘定体系



これは単に表示上の連携にすぎない。三つの主要財務諸表の究極の連携は、ただ単に表示上で連携しているだけでなく、会計システムが三つの財務諸表を作り出せるようになっている場合である。このような会計システムの構築によって、会計システムのアウトプットを情報要求に従って変えていくこうとする情報会計と、複式簿記によって会計システムにインプットしようとする決算会計が接合される。

貸借対照表と損益計算書とともに直接法のキャッシュフロー計算書を導き出す複式簿記が、今から50年ほど前に染谷教授によって提案された（染谷、1956）。その後、中村輝夫氏が、その実務への適用を検討している（中村、1974）。鎌田教授のキャッシュ・フロー会計組織（鎌田、2005）も、これに近いものと思われる。ただ、この資金会計組織は直接法のキャッシュフロー計算書は導けるが、利益と営業現金の調整表を導くことはできない。

その意味で複式2.5元簿記である。

### 2) 資金勘定組織

以下に紹介するのは「資金勘定組織」と名づける筆者の発案になる勘定組織で、これは直接法と間接法のキャッシュフロー計算書を同時に導くことができる（佐藤、1994）。この勘定組織の特徴は、貸借対照表勘定と損益計算書勘定の他に、収支勘定と資産・負債・資本のすべてについて増減勘定を開設するところにある。その勘定体系は図表3のようになる。

AとBは従来からある勘定群である。Cが新たに追加される資金勘定群であるが、とくにC-2群の諸勘定を設けるところが、染谷教授の「資金会計組織」と異なるところである。

このような勘定体系のもとでは、諸取引は、まず従来通りA群とB群の勘定を用いて仕訳され転記され、貸借対照表と損益計算書へと

① 資本金収入	300	資本金増加	300	(資本の元入れ)
② 借入金収入	200	借入金増加	200	(現金の借入れ)
③ 建物増加	350	建物支出	350	(建物の取得)
④ 商品増加	260	買掛金増加	260	(商品の掛仕入れ)
⑤ 売掛金増加	380	損 益	380	(商品の掛売上)
⑥ 買掛金減少	100	買掛金支払	100	(買掛金の支払い)
⑦ 売掛金回収	180	売掛金減少	180	(売掛金の回収)
⑧ 損 益	50	諸経費支払	50	(経費の支払い)
⑨ 損 益	35	減価償却累計額増加	35	(決算整理)
⑩ 損 益	200	商品減少	200	(同 上)

加工されていく。それと同時に、C群の諸勘定を用いた仕訳と転記がなされなければならない。この部分だけを取り出せば、期中仕訳と決算整理仕訳については前頁の①～⑩のような仕訳がなされる。

### 3) 決算振替

このような仕訳と転記を行った後、決算振替仕訳を通して、収支に関する諸勘定を収支集合勘定に集めることによって（仕訳aとb）、直接法の収支計算書が作成され、増減に関する諸勘定を集めることによって間接方の財政状態変動表が作成されることが推察されよう。

ただし、ここで1つの工夫がなされる。収支集合勘定と集合増減勘定を開設し、集合収支勘定からは収支計算書を導き、集合増減勘定からは財政状態変動表を導くのだが、集合増減勘定を、投資財務増減勘定と営業増減勘定に分けるのである。それによって、収支集合勘定で計算された期中現金増加額￥180を投資財務増減勘定に振替えると（仕訳c）、投資財務増減勘定の残高で営業活動による現金￥30を算定できる。その￥30を営業増減勘

定に振替えると（仕訳f）、他の営業増減の金額と合算されて、資金法の計算原理で、純利益の￥95を計算するのである。これによって、営業増減勘定から、FASB財務会計基準書第95号が要求する「利益と営業現金の調整表」を導くことができる。

紙幅の関係で、資金勘定群だけの勘定連絡を示せば次の図表4のようになる。右上の損益勘定は資金勘定領域の勘定として利益￥95を算定する。これはB群に開設される通常の損益勘定の背後にある勘定で、両者は一対のものなのである。一方、営業増減勘定も利益の￥95を算定しているが、これは資金法の損益計算に対応している。このように、資金勘定組織では損益法による利益と資金法による利益が照合されるが、このことは会計システムの信頼性を高める可能性がある。

## VII. むすび

会計ビッグバンによって、日本の主要財務諸表にキャッシュフロー計算書が追加された。

図表4 資金勘定組織の勘定連絡

収 支		損 益	
(a)資本金収入 300	(b)建物支出 350	⑧経費支払 50	⑤売掛金増加 380
(a)借入金収入 200	(b)買掛金支払 100	⑨償却累計増 35	
(a)売掛金回収 180	(b)経費支払 50	⑩商品減少 200	
	(c)投財増減 180 ←	(i)営業増減 95	
	680	380	380
投資財務増減		営業増減	
→(c)収支集合 180	(e)資本金増加 300	→(f)投財増減 30	(h)買掛金増加 160
(d)建物増加 350	(e)借入金増加 200	(g)売掛金増 200	(h)償却累計増 35
	(f)営業増減 30 ←	(g)商品増加 60	(i)損 益 95 ←
	530	530	290

## 財務情報の信頼性とキャッシュフロー計算書

これは一般に、キャッシュフロー計算書の企業評価への役立ち、すなわち目的適合性が評価されたからと解されている。本稿では、財務情報の有用性を構成するもう一つの概念である信頼性に関連させて、キャッシュフロー計算書の位置づけを検討した。

その結果、会計不正の防止、利益操作の防止、財務諸表の連携の確保などで、キャッシュフロー計算書は財務情報の信頼性向上させることを確認した。日本の財務会計の概念フレームワークに関する討議資料ではキャッシュフロー計算書の位置づけは十分とはいえないが、信頼性の観点を加えることにより、この点は改善されていくものと思われる。

### 注

- 1) 企業評価目的でのキャッシュフロー計算書の利用を紹介したのが佐藤（1989, 1991）である。それまでは、FASBの概念基準書第1号の影響もあって（FASB, 1978），キャッシュフロー計算書の目的を流動性評価に求める見解が多かった。
- 2) 財務会計の概念フレームワークは、財務会計にかかわる諸概念が互いに関連しあって一つの構造を形成するような、諸概念の体系である。概念フレームワークは、後述の図表2で示されるような経路を通して財務情報の信頼性（reliability）に影響を及ぼすと考えられる。概念フレームワークにおいて、主要財務諸表を貸借対照表と損益計算書の二表とするか、それにキャッシュフロー計算書を加えて三表とするかによって、たとえ会計基準と会計システムが同じでも、利用者が抱く信頼性は異なったものになりうる。
- 3) もっとも、新会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（第431条）とされている。そこでは、「決算会計（「配当可能限度額算定のための会計」と情報会計（「情報提供のための会計」ある

いは「情報伝達会計」）の違いが意識されており、情報会計では「近年、商法の側では、できるかぎり企業会計にゆだねるという姿勢をとってきており、会社法でこの方向はいっそう推し進められ」、法務省令（商法施行規則）で規定できる事項を増やすことによって、「企業会計の例で変化が生じた場合には会社法の側も迅速な対応が可能（神田, 2006, p.28）」となっている。

- 4) 環境や消費者の健康にダメージを与えるような企業活動は防止されねばならない。企業行動が適法かどうかを超えて、倫理的・道徳的に条理にかなっているという意味での信頼性もありうる。
- 5) 会計と連動したコーポレート・ガバナンスの仕組みが重要になろう。監査は、企業行動と会計システムの両方の監視にかかわっており、監査の信頼性は、監査行動の信頼性と監査基準（システム）の信頼性に分けられよう。
- 6) 財務諸表の連携に関するもう少し詳しい説明は佐藤（2005）を参照いただければ幸いである。

### 参考文献

- 一ノ宮士郎（2004）「利益の質による企業評価－利質分析の理論と基本的枠組み－」『経済経営研究』日本政策投資銀行設備投資研究所、第24巻第2号。
- 遠藤久夫（2002）「収支原因改ざん型粉飾の検出方法」『税経通信』第57巻第1号、17-24頁。
- 鎌田信夫（1999）『キャッシュ・フロー会計』税務経理協会。
- 鎌田信夫（2005）「わが国のキャッシュ・フロー情報開示の動向」『会計』第168巻第6号、114-125頁。
- 神田秀樹（2006）「会社法の企業会計への影響」『企業会計』第58巻第1号、27-30頁。
- 企業会計基準委員会、基本概念ワーキング・グループ（2004）『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』
- 斎藤静樹編著（2005）『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- 佐藤倫正（1989）「ラパポート企業評価論の会計的

考察』『一橋論叢』第102巻第5号, 129-145頁。  
佐藤倫正（1990）「資金収支表の現代的意義」『会計』第137巻第1号, 51-67頁。  
佐藤倫正（1991）「会計報告変革の二方法－投資評価アプローチと要素アプローチー」『岡山大学経済学会雑誌』第22巻第3・4号, 507-529頁。  
佐藤倫正（1993）『資金会計論』白桃書房。  
佐藤倫正（1994）「資金会計の勘定組織」『会計』第145巻第1号, 14-27頁。  
佐藤倫正（1995）「利質分析と資金計算書」『企業会計』第47巻大12号, 82-87頁。  
佐藤倫正（2005）「財務諸表の連携と業績報告－日本の選択」『企業会計』第57巻第5号, 4-11頁。  
下坂佳正（2002）「キャッシュ・フローと利質」『長岡大学紀要』創刊号, 23-38頁。  
染谷恭次郎（1956）『資金会計論』中央経済社。  
染谷恭次郎（1999）『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社。  
武田隆二（2006）「企業会計基準と概念フレームワークを巡って」『企業会計』第58巻第1号, 9-15頁。  
中村輝夫（1974）「資金収支計算書に関する試論」『企業会計』第126巻第8号, 98-105頁。  
AICPA（1973）, *Objectives of Financial Statements: Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements.* (川口順一訳 (1976)『アメリカ公認会計士協会, 財務諸表の目的』同文館)

AICPA（1992）, *The Meaning of Present Fairness in Conformity with Generally Accepted Accounting Principles*, SAS, No. 69, Section 411.

Anthony, Robert (1984), *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin. (佐藤倫正訳 (1989)『アンソニー財務会計論』白桃書房)

Broome,O.W (2004), "Statement of cash Flows : Time for change!" *Financial Analysts Journal*, vol. 60, No. 2 , pp.16-22.

FASB (1976), FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues related to Conceptual*

*Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and their Measurement*, December. (津守常弘監訳 (1997)『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社)

FASB (1978), Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises.* (平松一夫・広瀬義州共訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社, 1988)

FASB (1980), FASB, Statement of Financial Accounting Concepts, No. 2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information.*

FASB (1985), Statement of Financial Accounting Concept No. 6, *Element of Financial Statements.*

FASB (1987), FASB, Statement of Financial Accounting Standards, No. 95, *Statement of Cash Flows.*

Hendriksen, Eldon S., (1977); *Accounting Theory.*

IASB (2005), *Information for Observers: Conceptual Framework.*

IASC (1989), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.*

Miller, Paul B. W., and Paul R. Bahnson. (2002); "Fast Track to Direct Cash Flow Reporting." *Strategic Finance*, vol.83, No. 8 , pp.51-57.

Satoh, Michimasa (2000), "Three Dimensional Double Entry Accounting System," *Okayama Economic Review*, vol.31, No. 4 , pp.133-151.

Sprouse, Robert T. (1971), "The Balance Sheet—Embodiment of the Most Fundamental Elements of Accounting Theory," Williard E. Stone ed., *Foundation of Accounting Theory*, University of Florida Press, pp. 90-104. および Zeff and Keller eds., *Financial Accounting Theory I : Issues and Controversies*, 2nd ed., McGraw-Hill, 1973, pp. 164-174.